

2020年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



政府統計

クレジットカード業、割賦金融業

経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設しました。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP)の精度向上等に資することを目的としています。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(クレジットカード業、割賦金融業))は、企業単位の調査です。したがって子会社など連結する他の企業分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本冊子は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

目次

調査の対象となる企業	1	4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	4
廃業、休業等に係る扱い	1	5 年間売上高(年間取扱高)等	6
1 企業の名称・所在地等	2	6 会員数等	10
2 経営組織及び資本金額	3	7 従業者数	12
3 企業の系統	4		

調査の対象となる企業

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(クレジットカード業,割賦金融業))の対象となる企業は、日本標準産業分類の小分類643-クレジットカード業,割賦金融業に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む企業です。

主たる業務として「クレジットカード業」は、自社でチケット又はクレジットカード(提携カードを含む。)を発行し、会員(消費者)が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業が調査の対象となります。

また、「割賦金融業」は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業が調査の対象となります。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は7ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む企業は、本調査の対象となりませんので、現在の主たる業務の内容を具体的に備考欄に記入の上、調査票を返送してください。

廃業、休業等に係る扱い

貴企業が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

イ 企業の所在地

- ・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。

例 ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1

- ・事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ・ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- ・他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

ウ 企業の法人番号

- ・法人番号(13桁)を記入してください。
- ・法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- ・法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の口に「レ」印を記入してください。

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入してください)。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

2 経営組織及び資本金額

エ 経営組織

- ・あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。

1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。

オ 資本金額(又は出資金額)

- ・資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。

3 企業の系統

カ 企業の系統

- 「企業の系統」については、次の区分により、貴企業があてはまる企業の系統（資本系列など）の番号を一つ「○」で囲んでください。

1 銀行系	普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。
2 信販会社	割賦販売法に基づき登録された割賦購入あっせん業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店・流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。
3 中小小売商団体	専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。
4 百貨店・量販店・流通系	百貨店、量販店(※)系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 (※)「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式(①商品があらかじめ包装され、値段がつけられていること、②店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、③売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法)を採用している小売業者をいいます。
5 割賦金融会社	割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。
6 チケット発行会社	チケットを発行し、利用者に代わって利用料金の立替払いを行う業務を営む企業をいいます。
7 その他	上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、石油元売会社系などをいいます。

(注)「クレジットカード業務」とは、チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについて、あっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う企業の業務をいいます。

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

キ 消費税の税込み・税抜きの別

- 5 以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- 「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。

次ページ以降にも記載があります。

5 年間売上高(年間取扱高)等

2019年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

ク 企業全体の年間売上高(年間取扱高)

企業全体の年間売上高	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

ケ 上記「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」のうち「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)

年間売上高	クレジットカード業務、割賦金融業務										「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)の業務種別割合					
	クレジットカード業務										消費者金融業務	割賦金融業務	合計			
	販売信用業務					うち リボルビング方式による収入										
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	国内	国外	%	%	%	100%
年間売上高(年間取扱高)													%	%	%	

サ 上記「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」による営業収入額

クレジットカード業務																													
会員の入会金及び会費収入							販売信用業務による会員からの手数料収入							うち リボルビング方式による収入															
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
割賦金融業務																													
消費者金融業務による会員からの金利収入							うち リボルビング方式による収入							加盟店手数料収入															
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
割賦金融業務による収入										合計																			
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円										

シ 年間売上高(年間取扱高)のうち、自社クレジットカードによる販売信用業務における産業別信用供与額

年間売上高(年間取扱高)	小売業		飲食店	旅館・ホテル	その他	合計
	百貨店、総合スーパー	その他の小売店				
	万円	万円	万円	万円	万円	万円

ス 「クレジットカード業務、割賦金融業務」における取扱残高(債権額) 2019年12月31日現在又は最も近い決算日で記入してください。

クレジットカード業務										割賦金融業務																
販売信用業務					消費者金融業務					割賦金融業務																
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

セ 自社クレジットカードの産業別自社開拓加盟店数

自社開拓加盟店数(自社店舗を除く)	小売業		飲食店	旅館・ホテル	その他	合計
	百貨店、総合スーパー	その他の小売店				
	店	店	店	店	店	店

コ 8ページ参照

サ 8ページ参照

シ 9ページ参照

ス 9ページ参照

セ 9ページ参照

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください（万円未満を四捨五入してください）。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

5 年間売上高(年間取扱高)等

ク 企業全体の年間売上高(年間取扱高)

- ・「クレジットカード業務、割賦金融業務」でいう売上高とは、取扱高(顧客に対する信用供与額及びそれに伴う手数料収入等の収入額の合計)をいいます。
- ・貴企業が2019年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。なお、この期間での記入ができない等やむを得ない場合には、最も近い決算日前の1年間について記入してください。
また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ・営業として行っていない資産運用や資産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。
- ・「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」に「クレジットカード業務、割賦金融業務」以外の売上がある場合、「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」と「クレジットカード業務、割賦金融業務」の「年間売上高(年間取扱高)」は一致しません。

ケ 「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)

- ・企業全体の年間売上高(年間取扱高)のうち、下記のこの調査の「対象となる業務」(日本標準産業分類小分類643-クレジットカード業、割賦金融業に属する業務)の売上高を記入してください。

【対象となる業務】

自社でチケット又はクレジットカード(提携カードを含む。)を発行し、会員(消費者)が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務が調査の対象となります。

また、「割賦金融業」は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務が調査の対象となります。

【対象とならない業務】

- ・百貨店等による自社店舗商品の販売促進(会員収入及び加盟店手数料収入がない)のためのカード発行業務のみを行っている業務
- ・他企業のカードを代行発行、加盟店の管理業務、代金回収のみなど、主としてクレジットカード業の一部業務を受託して行う業務
- ・専ら、通信販売、訪問販売、信用保証業務を行う業務及び民間金融機関業務、消費者金融業務
- ・主として個別信用購入あっせんにより、消費者の商品購入又はサービスの提供における代金を立替え、消費者への請求・集金などの業務を行う業務
- ・ファクタリング業務を行う業務
- など

コ 「クレジットカード業務,割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)の業務種類別割合

- ・「クレジットカード業務」及び「割賦金融業務」について、5の年間売上高(年間取扱高)の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・「クレジットカード業務」については、自社クレジットカード(※)の年間売上高(年間取扱高)について、「販売信用業務」と「消費者金融業務」に分けてそれぞれ割合を整数で記入してください。
 なお、「販売信用業務」については、「国内向け年間売上高(年間取扱高)」、「国外向け年間売上高(年間取扱高)」に分けて記入してください。
- (※)「**自社クレジットカード**」とは、クレジットカード会社が顧客から申込を受け(提携先を経由する場合を含む。)、審査を行い発行するクレジットカードで、カード会員(個人会員の契約会員及びその家族会員と企業などの法人会員)から商品等の代金を後日受領する(クレジットカード会社が債権を保有している)ものをいいます。一般的に、プロパーカード(クレジットカード会社の単独カード)、提携カード(他のクレジットカード会社や商業企業等と提携したもの)を指します。
- ・「クレジットカード業務」における「販売信用業務」、「消費者金融業務」及び、「割賦金融業務」の業務の内容について、次の区分に従って記入してください。

業務種類区分		内容例示
クレジットカード業務	販売信用業務	自社クレジットカードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務(販売信用業務)による年間売上高(年間取扱高)をいいます。
	消費者金融業務	自社クレジットカードによる消費者に対する金銭の貸付業務(消費者金融業務)による年間売上高(年間取扱高)(貸出金額、手数料、金利額の合計)をいいます。
割賦金融業務		割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高(年間取扱高)をいいます。 なお、個別信用購入あっせん等は該当しません。

サ 「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」のうち「クレジットカード業務,割賦金融業務」による営業収入額

- ・「クレジットカード業務」の収入がある場合は、「会員の入会金及び会費収入」、「販売信用業務による会員からの手数料収入」、「消費者金融業務による会員からの金利収入」及び「加盟店手数料収入」の区分に応じ、該当する収入額について記入してください。
- ・また、上記における「販売信用業務による会員からの手数料収入」及び「消費者金融業務による会員からの金利収入」については、それぞれの内訳として「リボルビング方式(※)による収入」についての収入額を記入してください。
- (※)「**リボルビング方式**」とは、商品・サービス代金の合計額を基礎として、あらかじめ定められた方法により算定して得た額を、あらかじめ定められた時期ごとに受領する方式をいいます。
- ・「割賦金融業務による収入」がある場合は、当該収入額について記入してください。

シ 年間売上高（年間取扱高）のうち、自社クレジットカードによる販売信用業務における産業別信用供与額

- ・「自社クレジットカードによる販売信用業務の年間売上高（年間取扱高）」について、産業別に「万円」で記入してください。
- ・「自社クレジットカードによる販売信用業務における産業別信用供与額」の「合計」は、調査事項の 5 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高（年間取扱高）の業務種別割合」（本冊子 8 ページ）の「販売信用業務」の国内・国外の割合の計を金額換算した額（「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高（年間取扱高）」に、「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高（年間取扱高）の業務種別割合」のうちの「販売信用業務」の国内・国外の割合を乗じた金額）と一致します。

産業区分		内容例示
小売業	百貨店、総合スーパー	衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であって、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。
	その他の小売店	百貨店、総合スーパー以外の小売店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。
飲食店		食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。
旅館・ホテル		主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。
その他		娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 ※公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 ※海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。

ス 「クレジットカード業務、割賦金融業務」における取扱残高（債権額）

- ・「クレジットカード業務」及び「割賦金融業務」について、2019年12月31日現在（又はこれに最も近い決算日）における取扱残高（債権額）を記入してください。
- ・「クレジットカード業務」については、「販売信用業務」と「消費者金融業務」に分けて、当該取扱残高（債権額）をそれぞれ記入してください。

セ 自社クレジットカードの産業別自社開拓加盟店数

- ・自社クレジットカードによる販売信用業務において、自社クレジットカードの利用が可能な店舗のうち、2019年12月31日現在（又はこれに最も近い決算日）における、あなたの企業が直接契約している加盟店の店舗数を産業別に記入してください。

6 会員数等

クレジット会員数(契約数)				年会費別のクレジットカードの種類及び発行枚数			
	会員総数	うち この1年間に加入した会員数	この1年間に脱会した会員数	個人会員	年会費		
					無料のカード	有料	
			5,000円未満のカード			5,000円以上のカード	
法人会員	件	件	件	種類	種類	種類	
個人会員	件	件	件	枚	枚	枚	
2019年12月31日現在又はこれに最も近い決算日で記入してください。							

自社において発行しているクレジットカード発行枚数及び産業別提携先企業数						
(1) クレジットカードの発行枚数及びICカードの割合						
クレジットカード発行枚数	うち提携カード発行枚数	ICカードの割合				
枚	枚	%				
(2) 産業別提携先企業数						
企業数	小売業		飲食店	旅館・ホテル	その他	合計
	百貨店、総合スーパー	その他の小売店				
企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業

6 会員数等

ソ クレジットカード会員数(契約数)

- ・2019年12月31日現在(又はこれに最も近い決算日)での、自社クレジットカードの会員数(契約数)(※1)の総数を法人会員、個人会員(家族会員を含まない。)別にそれぞれ記入してください。
また、2019年1月1日から12月31日までの1年間に加入した会員数(契約数)及び脱会した会員数(契約数)(※2)を法人会員、個人会員別にそれぞれ記入してください。
- ・なお、クレジットカード以外の会員数(チケット発行など)については、記入しないでください。

(※1)「会員数(契約数)」とは、クレジットカードの会員契約を行っている有効契約数をいい、発行枚数からいわゆる契約会員に付帯する家族会員カード発行枚数を除いた数をいいます。

(※2)「脱会した会員数(契約数)」とは、クレジットカード会社との契約を解約したクレジットカード会員契約の数をいいます。ただし、既存会員の家族会員カードのみの解約分は除きます。

タ 年会費別のクレジットカードの種類及び発行枚数

- ・個人会員(家族会員を含む。)向けクレジットカードについて、2019年12月31日現在(又はこれに最も近い決算日)で、年会費の区分(無料(※)参照、有料(5,000円未満、5,000円以上))別に、クレジットカードの種類(一般カード、ゴールドカード等)及び発行枚数をそれぞれ記入してください。
- ・法人会員向けクレジットカードは含めないでください。
- ・なお、クレジットカード以外のチケット発行等は記入しないでください。

(※)永年無料のクレジットカードについて記入してください。初年度のみ無料や、利用状況により無料にするカードについては、無料でない場合の年会費に基づいて各区分に記入してください。

チ 自社において発行しているクレジットカード発行枚数及び産業別提携先企業数

・「(1)クレジットカードの発行枚数及びICカードの割合」

2019年12月31日現在(又はこれに最も近い決算日)で、自社クレジットカードの法人会員向け及び個人会員(家族会員を含む。)向けの発行枚数(※)及び、そのうちの提携カードの発行枚数を記入してください。また、自社クレジットカードの発行枚数に対するICカード(ICチップ(Integrated Circuit :集積回路)を搭載したクレジットカード)の枚数の割合を記入してください。

なお、クレジットカード以外のチケット発行等は記入しないでください。

(※)「発行枚数」とは、退会等によって会員資格を失ったものや、有効期限が切れたのち更新を行っていないカード枚数を除いた有効発行枚数残高をいい、個人会員カード(家族会員カードを含む。)、法人会員カードのすべての発行枚数をいいます。

・「(2)産業別提携先企業数」

上記の「(1)」で記入した、自社において発行している提携カード(他のクレジットカード会社や商業企業等と提携したもの)について、産業別の提携先企業数(自社において発行している提携カードの提携先別企業数)を記入してください。

7 従業者数

2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

(1) 企業全体の従業者数			(2) 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の事業従事者数	
	男	女	事業従事者数	
① 個人業主（個人経営の事業主） 及び無給の家族従業者	人	人	（別経営の企業に派遣している人を除き、別経営の企業から派遣されている人を含みます。）	人
② 有給役員	人	人	注1：「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「③以外の人（パート・アルバイトなど）」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。	
常用雇用者 ^{注1}	③ 正社員・正職員としている人	人	注2：「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」の「就業時間換算雇用者数」は、「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）÷貴企業の所定労働時間（1週間分）によって算出してください。	
	④③以外の人 （パート・アルバイトなど） （就業時間換算雇用者数 ^{注2} ）	人	注3：「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。	
⑤ 臨時雇用者 ^{注3} （常用雇用者以外の雇用者）	人	人		
総計（①～⑤の合計）	人	人		
（うち 別経営の企業に派遣している人）	（人）	（人）		
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	人	人		

7 従業者数

ツ (1) 企業全体の従業者数

雇用形態区分	内容例示
① 個人業主 （個人経営の事業主） 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴企業の業務に従事している人をいい、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴企業の業務に常時従事している人をいいます。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
② 有給役員	「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員（常勤・非常勤を問わない）で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。
③ 正社員・正職員と している人	常用雇用者のうち、貴企業で正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的には、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、貴企業で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
④ ③以外の人 （パート・アルバイトなど） （就業時間換算 雇用者数）	常用雇用者のうち、「③ 正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。 「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を貴企業の所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数（※）「（就業時間換算雇用者数）」記入例を参照）を記入してください。

ツ (1) 企業全体の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計(①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の企業に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 企業から派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人をいいます。

- ・2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴企業全体の従業者数について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している個人業主の人も含まれません)。
- ・「派遣している人」、「派遣されている人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、(2)のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している
- ・当該企業の1週間あたりの所定労働時間が40時間

$$\begin{aligned}
 (1) \text{ 「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)} &\div \text{ 貴企業の所定労働時間(1週間分)} \\
 &= 24(\text{時間}) \times 4(\text{人}) \div 40(\text{時間}) \\
 &= 2.4(\text{人})
 \end{aligned}$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

テ (2) 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の事業従事者数

- ・貴企業の事業従事者数(※)のうち「クレジットカード業務、割賦金融業務」に携わる人数を記入してください。
「クレジットカード業務、割賦金融業務」の事業従事者の例
管理業務(総務、人事、経理など)、「クレジットカード業務、割賦金融業務」を担当する有給役員、営業、顧客・加盟店管理、審査業務 など
- ・以下の人は、「クレジットカード業務、割賦金融業務」の事業従事者に含めないでください。
主に「クレジットカード業務、割賦金融業務」以外の業務に従事している人(例えば、「クレジットカード業務、割賦金融業務」以外の業務の就業時間数が、「クレジットカード業務、割賦金融業務」の就業時間より多い場合)。

(※)事業従事者数

= 「(1)企業全体の従業者数の総計(①～⑤の合計)」 - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」

コールセンターの
ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】☎0120-800-636 (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6630-5960 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00~18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

